令和７年　第２回　教育委員会会議録	
１．開会日時	令和７年２月２５日（火）　午後２時３０分
２．場　　所	対馬市美津島文化会館２階　技術研修室
３．出席委員	一宮委員、佐伯委員、齋藤委員、早田委員
４．出 席 者	中島教育長、扇教育部長、扇次長兼教育総務課長、坂本学校教育課長、財部生涯学習課長、田中文化財課長
５．会議書記	原田課長補佐
６．閉会日時	令和７年２月２５日（火）　午後４時４０分
７．議　　事	
日程第　１	会議録署名委員の指名
日程第　２	会期日程の決定
日程第　３	教育長諸報告
日程第　４	議案第６号　対馬市会計年度任用職員であるスクールソーシャルワーカーの勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則について
日程第　５	議案第７号　対馬市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について
日程第　６	議案第８号　対馬市島っこ留学制度実施要綱の一部を改正する要綱について
日程第　７	議案第９号　令和７年度教職員の異動に関する内申について
日程第　８	報告第３号　対馬市における部活動の地域移行に関する基本方針について
日程第　９	報告第４号　令和７年度一般会計当初予算（教育費）について
日程第１０	その他

中島教育長	ただいまから、令和7年第2回対馬市教育委員会会議を開会いたします。議事の進行につきましては、対馬市教育委員会会議規則により進めたいと思います。 それでは、日程第1、「会議録署名委員の指名」を行います。今回の会議録署名委員は、佐伯委員さんと早田委員さんを指名します。よろしくお願いいたします。
佐伯委員 早田委員	はい。
中島教育長	続きまして、日程第2、「会期日程の決定」でありますが、お諮りします。本会議の会期は、本日1日にしたいと思います。これにご異議ございませんか。
会場	「異議なし」の声。
中島教育長	異議なしのようです。したがって、会期は本日2月25日の1日とします。会議運営につきまして、ご協力をお願いします。 次に、日程第3、「教育長諸報告」を行います。資料の2ページをお願いします。 前回の教育委員会会議以降の動きについて報告します。 2月2日は、対馬市交流センターで開催された島の合唱祭を鑑賞しました。部長にも来場いただきました。 5日は、峰地区公民館で文化財保護ネットワーク連絡会議を開催しました。観世音菩薩坐像が対馬に返還される見通しが立ったことを受け、韓国から国内、国内到着後の対馬までの移動、対馬市内での移動や安全確保などについて協議をしました。観音寺、警察、消防の関係者に出席していただきました。 6日は、市役所で開催された自殺対策推進本部会議に出席しました。 7日は、対馬市交流センターで開催された国民文化祭実行委員会に出席しました。 午後は、初任研実施運営委員会と中堅研実施運営委員会がありました。対象者が在籍している学校の校長先生に出席いただき、1年間の研修の成果や課題について確認をしました。どの学校においても、該当者の研修を核にして校内研修の活性化につなげていただいているようです。 8日は、市職員採用試験に関わる業務に出席しました。 12日は、第2回市校長会でした。教育委員会の4つの課の課長から、1年間の施策の振り返りを行わせていただきました。また、同じ内容で14日には、第2回教頭会を開催しています。

	12 日の午後は、第 2 回特別支援連携協議会を開催しました。本年度開催した会議や研修会等についての成果や今後の課題等について確認を行いました。なお、この会議には毎回、虹の原特別支援学校の影本正樹校長先生にも大村からご出席いただいております。 13 日と 17 日は、校長先生方と人事評価に関する最終面談を行いました。面談においては業績評価と能力評価の 2 つの評価結果をお伝えしております。 13 日の面談終了後は、8 日に引き続き市職員採用試験に関わる会議に出席しております。 14 日の教頭会修了後には、対馬市交流センターにおいて、市民美術展に 20 回出展していただいている方への表彰を行いました。 17 日は、市役所において、皮付きあじフライの贈呈式が行われました。株式会社三陽社長の髙橋利明様から、比田勝市長へ贈呈をしていただきました。 18 日の午後は、地区別教育長会がありました。県教委から担当者がお見えになり、令和 7 年度の人事異動に関する今後の確認等がありました。このことに関しては、本日の日程第 7、議案第 9 号において、学校教育課長から説明があります。 18 日の夜は、対馬市交流センターで開催された厳原町管内の歯科保健等協議会に、副市長とともに出席しました。厳原町の学校歯科医の先生方 5 名と、対馬市歯科医師会の役員の先生方 2 名と行政関係者 7 名が出席して開催されました。本年度の歯科保健事業のまとめや、来年度の歯科検診実施計画の確認等がありました。 20 日から、対馬市議会第 1 回定例会の会期に入っています。今回の会期は、3 月 14 日までの 23 日間となっています。 以上で諸報告を終わります。報告事項について何か質疑等がございましたら、「その他」の項でお受けしたいと思います。 日程第 4、議案第 6 号「対馬市会計年度任用職員であるスクールソーシャルワーカーの勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則について」を議題とします。 事務局から提案理由の説明をお願いします。
坂本課長	教育長、学校教育課長。
中島教育長	学校教育課長。
坂本課長	対馬市会計年度任用職員であるスクールソーシャルワーカーの勤務時間、休日及び休暇に関する規則を別紙のとおり改正することについて教育委員会の承認を求めるものでございます。

	提案理由としましては、スクールソーシャルワーカーが勤務しやすい環境を整えるため、時間外勤務について所要の改正を行うとともに、規則の内容を見直し、一部準用規則の改正を行うものでございます。 このことにつきましては、令和6年第6回教育委員会会議の議案第17号で承認をいただいておりましたが、その際に議案として挙げさせていただいたものは、県派遣のスクールソーシャルワーカーの規則に準じたものでありまして、その後、人事課と協議をいたしましたところ、対馬市の会計年度任用職員の規則とそぐわない箇所がいくつかございました。 よって、今回改めてご承認いただきたいと思います。 規則の一部を改正する規則は、4ページから6ページの別紙のとおりでございますが、ここでは7ページから11ページに記載の新旧対照表により説明をさせていただきます。 第5条は、現行の規則の前に、対馬市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則を挿入しています。 第6条は、現行の2項から4項を削除し、新たに6条を規定しております。 第7条は、新設となります。この点が大きく改正した部分になります。 前回ご承認いただいた勤務時間の割り振りは、対馬市会計年度任用職員の規則にそぐわないため、勤務を命じられ勤務時間を超えて勤務した全時間に対して報酬を支給すると改めております。 第8条は、スクールソーシャルワーカーについて準用するの前に会計年度任用職員勤務時間等規則第8条を挿入しております。 第9条は、スクールソーシャルワーカーについて準用するの前に、会計年度任用職員勤務時間等規則第9条を挿入しております。 第10条は、現行の対馬市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則を削除し、第3項の最初に会計年度任用職員勤務時間等規則第10条第3項を挿入しております。 第15条は、現行の第14条対馬市会計年度任用職員の給与の決定、支給の後に、等を挿入しています。 以上で説明を終わります。
中島教育長	説明が終わりましたので、審議方よろしくお願いいたします。
佐伯委員	はい。
中島教育長	佐伯委員さん、どうぞ。
佐伯委員	1日の勤務時間の上限は特にないのですか。時間外勤務は何時間までなどの。

坂本課長	教育長、学校教育課長。
中島教育長	学校教育課長。
坂本課長	この中にはありません。
佐伯委員	組合を持っている組織であれば組合とか、職場の職員が団体となって協定を結んだりして1日何時間までにしようとかいうことはあるのでしょうけど、そういったところは特に関係がないということですね。すみません、それでお尋ねしました。
坂本課長	前回ご承認いただいたものは、超過勤務の部分を、ほかの日に振り替えるということでご承認いただいたのですが、それは対馬市の会計年度任用職員の規定にはないということで、報酬を支払うということが大きな変更の部分であります。
中島教育長	ほかにございませんか。
会場	ありません。
中島教育長	では、質疑等ないようですから、これから議案第6号を採決します。お諮りします。議案第6号「対馬市会計年度任用職員であるスクールソーシャルワーカーの勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則について」は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
会場	「異議なし」の声。
中島教育長	異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり承認されました。 続きまして、日程第5、議案第7号「対馬市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題とします。 事務局から提案理由の説明をお願いします。
財部課長	教育長、生涯学習課長。
中島教育長	生涯学習課長。
財部課長	資料の12ページをお願いします。 ただいま議題となりました議案第7号、「対馬市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について」でございますが、対馬市体育施設条例施行規則の一部を別紙のとおり改正することにつきまして、教育委員会の承認を求めるものでございます。 提案理由とその内容についてご説明いたします。 提案理由は、廃校施設の利活用により、対馬市阿連体育館を別用途で活用することに伴い、対馬市体育施設条例施行規則から廃止するため、所要の改正を行うものでございます。

	改正内容につきましては、14ページの新旧対照表をご覧ください。 右側が現行、左側が改正案となっております。 別表の表中、対馬市阿連体育館を削るものでございます。 なお、附則でこの規則は公布の日から施行することとしております。 簡単ですが、以上で説明を終わります。 ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。
中島教育長	説明が終わりましたので、審議方よろしくお願いいたします。
早田委員	はい。
中島教育長	早田委員さん。
早田委員	別用途で活用するということですが、第1回会議のときにお話してもらった対馬CAPPAさんの海洋ごみの関係ですよね。
財部課長	教育長、生涯学習課長。
中島教育長	生涯学習課長。
財部課長	はい、そうです。
中島教育長	質疑、意見等はございませんか。
会場	ありません。
中島教育長	では、質疑等ないようですから、これから議案第7号を採決します。お諮りします。議案第7号「対馬市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について」は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
会場	「異議なし」の声。
中島教育長	異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり承認されました。 続きまして、日程第6、議案第8号「対馬市島っこ留学制度実施要綱の一部を改正する要綱について」を議題とします。 事務局から提案理由の説明をお願いします。
扇課長	教育長、教育総務課長。
中島教育長	教育総務課長。
扇課長	それではただいま議題となりました議案第8号、「対馬市島っこ留学制度実施要綱の一部を改正する要綱について」提案理由とその内容についてご説明申し上げます。 資料の15ページをお願いいたします。 今回の改正は、児童福祉法の里親と差別化を図るため、里親の名称をしま親へ変更すること、また、しま親委託料を増額することで物価高騰の対策及びしま親の確保を図るため、所要の改正を行うものでございま

	す。 　改正の内容は、16 ページ、17 ページのとおりでございます。 　ここでは、この改正する要綱の順番が逆からの記載になっておりますので新旧対照表の方で順番に説明をしたいと思います。 　18 ページをお願いいたします。 　まず、第 1 条の次に新たに第 2 条定義を追加し、しま親留学と孫戻し留学についての用語の意義を定めております。以降、第 2 条から第 11 条を 1 条ずつ繰り下げ、条文中の里親をしま親に改めます。以下、里親が全てしま親へ改めるということでございます。 　次に、以前まで第 2 条だったんですが、新たに第 3 条第 1 項第 4 号の留学生の受入対象となる児童生徒の学年を、第 4 号でしま親留学、第 5 号を新たに加え、孫戻し留学について定めております。 　次に、19 ページをお願いします。 　第 7 条第 2 号中、健康保険証をマイナ保険証等に改めております。 　次に 20 ページになります。 　第 8 条第 1 号（ア）で、しま親への委託料月額 8 万円を 9 万円に改め、それに伴う負担の内訳は、実親が 4 万円、協議会が 5 万円となります。 　同号ウの（イ）で 16 日未満の場合の委託料について 1 日 2，300 円を 3，000 円に、負担割合は実親が 1，300 円、協議会が 1，700 円と改めております。 　次のページになりますが、同号（カ）で長期休業中の昼食代を 1 日 300 円から 1 日 400 円に改めております。 　これは委託料の方が 8 万円から 9 万円と 1 万円値上がりした分になっております。 　次に、第 12 条第 1 項で、しま親が留守をせざるを得ない状況が発生した場合、臨時的に受け入れてくれた家庭に支払う委託料を、1 人 1 泊 2，300 円から 3，000 円に改めております。 　なお、附則として施行日を令和 7 年 4 月 1 日としております。 　以上簡単ですが説明を終わります。 　ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。
中島教育長	説明が終わりましたので、審議方よろしくお願いいたします。
早田委員	はい。
中島教育長	早田委員さん。
早田委員	大した事ではないのですが、里親がしま親という呼び名に変わって、孫戻し留学で孫を受け入れている祖父母の呼び名はないのですか。
扇課長	教育長、教育総務課長。

中島教育長	教育総務課長。
扇課長	ありません。
佐伯委員	これだけ物価が上がってくると、これでもちょっとねっていうような気はしますが、何もしないよりはやっぱり負担が違うでしょうから。
中島教育長	ほかに質疑等はありませんか。
会場	ありません。
中島教育長	では、質疑等ないようですから、これから議案第 8 号を採決します。お諮りします。議案第 8 号「対馬市島っこ留学制度実施要綱の一部を改正する要綱について」は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
会場	「異議なし」の声。
中島教育長	異議なしと認めます。よって、議案第 8 号は原案のとおり承認されました。 続きまして、日程第 7、議案第 9 号「令和 7 年度教職員の異動に関する内申について」を議題とします。 事務局から提案理由の説明をお願いします。
	【人事案件のため非公開】
中島教育長	では、議案第 9 号を採決します。お諮りします。議案第 9 号「令和 7 年度教職員の異動に関する内申について」は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
会場	「異議なし」の声。
中島教育長	異議なしと認めます。よって、議案第 9 号は原案のとおり承認されました。 続きまして、日程第 8、報告第 3 号「対馬市における部活動の地域移行に関する基本方針について」を議題とします。 事務局から報告をお願いします。
坂本課長	教育長、学校教育課長。
中島教育長	学校教育課長。
坂本課長	それでは、対馬市における学校部活動の地域移行に関する方針についてご報告いたします。 お手元に対馬市における部活動の地域移行に関する基本方針の概要版の資料を配布しております。そちらをご覧いただきながら説明を聞いていただければと思います。 それではご説明いたします。 対馬市の地域移行の方向性についてです。

	今まで学校部活動は、学校教育の一環として生徒の学習意欲の向上や責任感の育成など様々な意義を有した活動として行われてきました。しかしながら、近年は少子化の進展に伴う部員不足が顕著になっていることに加え、教職員がその専門性や意向に関わらずに顧問を務めてきたこれまでの運営や指導体制の見直し、改善の必要性が高まっています。部活動の地域移行、地域展開は全国的な流れとなっている状況です。 対馬市では、学校部活動が担っていた役割、機能を、下記の方向性のもと「地域クラブ活動」体制への移行を進めていきたいと考えております。 休日の部活動から段階的に地域移行してまいります。 地域のスポーツ、文化団体と学校との連携や協働を推進してまいります。 令和6年度から各学校、地域へ移行の説明を行い、準備が整った学校や部から順次移行してまいります。 令和7年度末には休日の部活動の地域移行を完了し、令和8年度からは休日の活動は地域クラブ活動として実施してまいります。 平日の部活動の地域移行は、休日の地域移行の進捗状況等を検証しながら推進してまいります。 大まかなスケジュールは別表に記載しておりますので、のちほどご覧いただければと思います。 次に地域クラブのあり方についてです。 休日の地域クラブ活動は、これまで学校部活動で育成してきた視点を引き継ぎながら、学校、地域の実情により主に次の3つのパターンによる体制を整備してまいります。 1つ目です。現在ある部活動に、当該校教職員以外の指導者を置き、学校の活動ではない地域クラブ活動とする方法。 2つ目が、いくつかの学校の部活動が集まって、当該校教職員以外の指導者を置き、学校の活動ではない地域クラブ活動とする方法。 3つ目が、現在地域にある、または新設するスポーツや文化系の活動団体に所属、参加して活動する方法。 1つ目と2つ目は部活動をベースに、保護者会等が中心となって活動するパターンです。3つ目は既存の部活動に関わらず、新たな活動団体に所属して活動するパターンです。資料の表は、現在の部活動と今後展開される地域クラブ活動の違いをまとめたものです。注意していただきたいことは、保険についてでございます。現在部活動に参加している生徒は、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入しています

	が、地域クラブ活動に移行すると学校の管理下から外れ、日本スポーツ振興センターの保障の対象にはなりませんので、保険についてはそれぞれのクラブで加入することになります。また、活動場所も市の施設を使用したり、活動単位も単一校ではなくなったりするなどの変化も予想されます。 次に運営、実施主体についてです。 運営主体には、事業の運営・事務局を担い、活動場所の利用調整、学校や指導者等との連絡調整、スケジュール管理、会費の管理、指導者への謝金の支出などを行っていただくことになります。 運営・実施主体としては、保護者会、スポーツ関係団体、文化芸術団体・文化協会、地域で立ち上がったクラブなどを想定しています。 次に指導者についてです。 県の指導者エントリーシステムや本市独自の指導者エントリーシステムを活用し、指導者の確保に努めていきたいと考えております。また、教職員の兼職兼業については、本人の意思を尊重し、業務への影響や健康への配慮など、学校運営に支障がないことを確認した上で許可するようにしていきます。 活動施設等についてです。 市教委は、学校体育施設や社会教育施設における優先的な利用への配慮や管理方法などについて制度設計に努めてまいります。活動に用いる用具や備品等は原則として利用者自身が用意することになります。ただし、利用者が学校備品の利用を希望する場合について、学校部活動を引き継ぐ団体が使用する場合は、学校長が利用の許可を判断できるようにしたいと考えています。 次に地域クラブの認定についてです。 対馬市地域クラブ認定要件確認書の要件を全て満たした活動を行う地域のクラブを、対馬市地域クラブとして認定することにします。クラブの責任者に、資料に記載している必要書類を、市教育委員会生涯学習課へ提出していただき、認定の可否を判断させていただきます。必要な書類については、市のホームページから取得できるように準備しております。また、学校にもデータが送付されていますので、必要な場合は、学校へ申し出ることも可能です。 次に教職員の兼職兼業についてです。 現在、部活動の顧問として関わっていただいている先生方が、地域クラブから指導の依頼を受け、指導を希望する場合は、兼職兼業という形で指導に携わることができる制度を設けます。兼職兼業の申請の流れを

	表にまとめております。 　以上、市教委作成の資料に基づいて資料概要版の説明をさせていただきました。本方針の詳細な内容や提出する文書の様式等については市のホームページに掲載されています。 　今後の流れにつきましては、地域移行基本方針の周知スケジュールをご覧ください。Ａ４版の資料になりますが、そこに掲載している予定スケジュール表のとおりです。 　今後、この方針についてのご質問がある場合は、対馬市教育委員会学校教育課の担当へ直接連絡をしてもらうようにしております。各学校には、いくつかの質問が集まり次第、Q&A の形で書面にて回答する予定としております。 　以上で、学校部活動の地域移行に関する説明を終わります。
中島教育長	報告は終わりましたが、この件に関して質疑等はありませんか。
佐伯委員	はい。
中島教育長	佐伯委員さん。
佐伯委員	2 点お尋ねいたします。 　1 つ目は、令和 8 年から休日について移行していくということですが、今のところの進捗状況や問題点を教えていただければと思います。 　それからもう 1 つは兼業についてなんですけれども、兼業については報酬が発生するということで考えてあるのかなと思うんですけれどもその辺りももう少し詳しく教えてください。
坂本課長	教育長、学校教育課長。
中島教育長	学校教育課長。
坂本課長	進捗状況についてでございますが、今のところどの学校も、どの部活動も地域移行はしておりません。おそらく新チームに切り替わる頃ぐらいからその組織を作っていく形になるのではないかなというふうに思っています。ですので、5 月の中学校体育大会以降か県大会に行く学校は県中総体終了後か、そのタイミングで徐々に組織が作られていくんじゃないかなというふうに思っています。 　それから兼業についてですが、教職員が指導に従事する場合、現在休日の部活動については 2, 700 円の手当が付いております。従って、それと同額程度の指導料が集められた部費の中から運営主体となる保護者会であったりクラブチームであったりから支出されるような形になっていくものと思われます。はっきりした金額は決めておりません。ある程度部員がいれば部費もたくさん集まるんですが、部員が少なければ現在支出しているような金額には到達しない可能性もあるので一概には

	言えないんですが大体2，700円程度ということで伺っています。
佐伯委員	はい、わかりました。ありがとうございます。
中島教育長	そのほかにございませんか。
早田委員	はい。
中島教育長	早田委員さん。
早田委員	保険のことなのですが今、学校はスポーツ振興センターで加入していると思うのですが、これはわからないですが、もし地域クラブでも加入となれば二重払いですよね。 その件に関してはどうなのか。 ちょっと説明が難しいのですが、学校運営の都合上、地域にお願いしていくんですよね。 だから、学校としてクラブ活動を地域でお願いしますよという形ならば、スポーツ振興センター保険を運用できるようにはできないものだろうか。難しいことだとは思いますが、これは対馬市だけの問題ではなくどこもやろうとしている事なのでスポーツ振興センターが考えないといけない問題ではないかなという気がします。 もう１つは、これもまた表現しにくいことなんですが、兼職兼業希望者が、好きだから、教えたいからという考え方で希望するのはいいのですが、どうしても人材がおらず頼まれて渋々引き受けるパターンが出てくるだろうなと。現在でも中学校のクラブ活動、小学校の社会体育でも地域の方からお願いされて引き受けている人もいると思うから、結局その先生が引き続き指導するのではないかなと心配しています。 たくさん指導者がいれば何とかなるんだろうけど、さっき言われたように補償という面でもどうなるか分からないというところで地域移行は難しいなと思っておりました。 以上です。
坂本課長	教育長、学校教育課長。
中島教育長	学校教育課長。
坂本課長	おっしゃられる通りですね。予算面と人材のセットで確保が難しい部分じゃないかなというふうに思います。 保険については、結局、日本スポーツ振興センターの分は学校管理下の中でのものになるので、今の規則の中では適用はできないとは思うんですね。そこを変えてくれればどうにかなるのかもしれないとは思いますけれども、ただ現在もですね、例えば対馬市の選抜チームを作って大会に出場する場合も一般の保険に加入して大会に参加しているんです

	ね。 　これは１日だけなので金額は低いのですが、それが年間を通してとなると高くなるような気がします。 　それと人材不足の件はですね、その通りだろうなというふうには思います。今指導している先生がもうしませんと言い難いだろうなとは思うんですけど、だからそこのところを何とか保護者の中で見つけていただくことができればいいのかなというのが正直な感想です。答えになりませんが。
早田委員	いや、ちょっと心配なところを言っただけなので。 　保険の事は本当にスポーツ振興センターは考えなくちゃいけないだろうと思うし、この対馬市だけの話ではないし、県レベルでも全国レベルでもこういう話が上がっていって、規定が少し緩和されればいいなと希望しています。
中島教育長	保険の件については、例えば地域スポーツクラブに移行したときには営利目的でやってるとこもあるんですよね。そういったところは高い会費を集めて、だから当然保険の部分も会費の中に入れてから集めることができると思うんですけどね。その辺はちょっと地域によって事情が異なるかなという気はしますね。 　学校教育課長の答えたとおり、スポーツ振興センター保険の方は学校管理下なので校長先生が印鑑を押さないといけないですもんね。 　あの中には部活動してない子供たちも同じ額を納めているんですよね。その辺の公平さをどう担保するかというものが出てくるんですよね。 　自分たちは部活動をしていないのに、してる子と同じ保険料を払うとかそういう不公平も出てくるので、受益者負担ということを考えたらやっぱり別にした方がいいのかなと思うし、早田委員さんが言われるようにいずれどこかで整理をしなきゃいけない時が来るでしょうね。
一宮委員	はい。
中島教育長	一宮委員さん。
一宮委員	すみません、基本的な質問になりますが、活動日について平日は学校部活動で休日が移行ですよね。その場合の指導者とか指導の内容のバランスもあると思うし、指導内容なり指導者との関係なり何かその辺りは見えてるんですかね。
坂本課長	教育長、学校教育課長。
中島教育長	学校教育課長。

坂本課長	その辺りは難しくなるだろうと思います。 月曜日から金曜日まで指導している学校の先生も難しいし、週休日を持ってくださる指導者の指導方針もあるでしょうし。大人も難しいし、子供も難しいと思います。
一宮委員	だけど、難しいだろうけど休日は移行する方針なんですよね。
中島教育長	結局、週１だけなんですけどね。
早田委員	いいですか。
中島教育長	どうぞ。
早田委員	これは対馬市だけではなくて、地方の学校部活動はほとんどこういう状況だろうと思うんですよね。 だから、予想されるパターンというのは、現在と何も変わらず土日も学校の先生が兼職兼業で指導することになって、保険もそうだし余分なことをしなければいけなくなる気がしています。 都市部はいいとは思うんですよ。人がたくさんいると思うので。ただ地方がこういう形になると文科省の考えている形ではないなと。
中島教育長	熊本市は、学校部活動を継続する方針を出しています。
早田委員	土日は部活動を休めばいいと思うんですけどね。
佐伯委員	そうですね。運営できず休みにするところも出てくるでしょうね。 ただ、これの一番の希望は職員さんの負担感の軽減だっと思うので。
坂本課長	最初にスタートしたのは子供の数が減って単独でチームが作れないから複数で集まってということから始まったのですが、その後にこの働き方改革が出てきました。
早田委員	平常の時でもよその学校から来れるようにしてしまえばいいんでしょうけど。通学の問題も出てくるとは思いますが、それはスクールバスを運用する形でできないのだろうか。
中島教育長	今現在も鶏知中と比田勝中のバレーボールは一緒に練習していますか。
坂本課長	今もしています。
早田委員	その移動はどうしているのですか。
坂本課長	保護者です。
早田委員	保護者がほかの子供を乗せて事故を起こした時には責任の問題が発生してくるのでスクールバスを運行させれないのかなと思います。
一宮委員	すみません。実際これでやりますよとなりましたよね。ただ運用していきながら随時問題が出ますよね。その時はまたそこで協議しながらとか、或いは同じ島内でもいい形で運用できてるなっていう地域があれば

	それを参考にしながら随時改善をしていきながら、つまり子供が中心ですからね。要するにチームプレーもできない状況に今なってるからそういうことも考えながらやっていこうということだと思うので、随時、話題に出していただいて知恵を出し合いながら、子供たちのために進めていきたいと思っていますね。
坂本課長	そのように考えておりまして、先程の３つのパターンでお示しをしたのですが、そのパターンから外れないといけないような時も出てくるんじゃないかなと思います。例えば、上対馬、上県にいろんなスポーツができるような拠点を１つ作るようなことをしていかなければ対応できなくなるんじゃないかなと思っています。 なぜこの３つのパターンかというと、クラブチームを作ってしまうと対馬市の中体連の大会に参加できない種目があるんですよ。サッカーもそうだったんですが、今は対馬市の大会を経ずにクラブチームの大会で予選をして県大会に出場している状況です。ですので、学校の部活動を残しておかないと対馬市の予選ができないというところがあってこの形にしています。ただし、県中体連の方がどんどん緩和されてきています。令和７年度の新人戦からは、剣道と野球はクラブチームであっても中体連の組織の中の予選会に参加させてもよいというふうになってきているので、学校部活動の地域移行の在り方もどんどん変わっていくのではないかと思っています。
一宮委員	はい、わかりました。
中島教育長	この件については、随時修正しながら進めていかなければというふうに考えております。小学生、中学生の人数を見ると、この先部活動の運営が難しいということは容易に想像できますので、子供たちの活動の場を残すということを大前提に進めていただきたいと思います。 よろしいでしょうか。
会場	はい。
中島教育長	では、質疑等ないようですから、報告第３号「対馬市における部活動の地域移行に関する基本方針について」の報告は終了します。 続きまして、日程第９、報告第４号「令和７年度一般会計当初予算教育費について」を議題とします。 事務局から報告をお願いします。
扇課長	教育長、教育総務課長。
中島教育長	教育総務課長。
扇課長	それでは、報告第４号「令和７年度一般会計当初予算（教育費）について」説明いたします。

	この予算につきましては、2 月 20 日から開催されております対馬市議会第 1 回定例会に提案されており、最終日の 3 月 14 日に議決される予定をしております。 それでは、まず教育総務課及び学校教育課関係について主なものを説明いたします。 別冊資料をご覧ください。 まず 1 ページになりますが、教育委員会 4 課の体系図となっております。郷土を愛する人材、対馬っ子の育成を主要に掲げ、安心して学べる学校教育環境の構築、地域の特性を生かした生涯学習の推進、学校地域との連携、対馬特有の文化財の保護と活用を目標として、各課についてまとめております。 2 ページ以降は各課のフロー図となっております。 5 ページをお願いいたします。 令和 7 年度教育費歳出予算でございます。表の一番下になりますが歳出合計 29 億 8387 万円となりまして、前年度当初予算と比較いたしまして 4336 万 3000 円の減額となっております。この中には、社会教育費の博物館費が含まれております。 6 ページから 8 ページにつきましては、各課の主要な事業についての概要説明です。のちほど参考までにご覧いただければと思います。 それでは、9 ページからは目ごとに細節までの予算を掲載しておりますのでご覧ください。 まず、1 項教育総務費、1 目教育委員会費でございますが、1 点だけ教育委員会研究大会開催負担金が減額となっております。昨年、壱岐で開催されました分の 20 万円が減額となっております。 2 目事務局費は、全体として 790 万円の増額です。主に一般職員の人件費の増額によるものです。今年度は 18 節、11 ページになりますが、負担金補助金及び交付金で豆酘小学校と豆酘中学校の閉校に伴う補助金を計上しております。2 校分で 172 万 5000 円となっております。 それから 3 目教職員住宅管理費は、前年度同様の予算計上となっております。 次に 2 項小学校費、1 目学校管理費は、前年度対比 2410 万 1000 円の増額となっております。 11 ページ、12 ページになります。 主な増減の内容は、会計年度任用職員の人件費の増額。 それから 10 節需用費は、修繕料の増額。 12 節委託料は、廃棄物処理委託料の増額となっております。

	12 ページの 13 節使用料及び賃借料の ICT 機器借上料は、令和 7 年 2 月から新規のリース契約更新に伴う増額となっております。同じく電話交換機借上料も令和 7 年 1 月に電話交換機を更新したことにより、増額となっております。 14 節工事請負費は、職員室等のエアコン不具合による移設工事を計上しております。 2 目教育振興費になります。 12 ページ、13 ページになります。 前年度対比 63 万円の減額です。 主な増減の内容は、日額会計年度任用職員の介助員、看護師の報酬の増額。 それから 12 節委託料になりますが、通学バス運行委託料の減額。 17 節備品購入費のスクールバス購入費は、豊玉小学校の曽スクールバスを更新する予定です。 18 節負担金補助及び交付金は、修学旅行費補助金の減額でございます。 続きまして、3 目学校建設費はトイレ洋式化事業で、7 年度は豊玉小学校、東小学校の 2 校の工事を予定しております。 次に 14 ページになります。 第 2 項中学校、1 目学校管理費は前年度対比 1874 万円の増となっております。 主な増減の内容は、小学校費と同じく会計年度任用職員人件費の増額と 13 節使用料及び賃借料の ICT 機器借上料と電話交換機借上料の更新によるものとなっております。 18 節負担金補助及び交付金で、15 ページになりますが対馬中学校体育連盟補助金が 100 万円の増額となっておりますが、これにつきましては各種大会のバス借上料の価格が高騰したものによる増額でございます。 次に 2 目教育振興費は、前年度対比 1470 万 3000 円の増額となっております。 これも小学校と同じく日額会計年度任用職員の報酬の増額。 12 節委託料は、通学バス運行委託料の増額。 13 節使用料及び賃借料車借上料は、西津屋地区スクールタクシー借上料の増額によるものでございます。 18 節負担金補助及び交付金は高度へき地修学旅行費補助金の増額でございます。

	16ページをお願いいたします。 3目学校建設費は、前年度対比で1億7713万1000円の減額となっております。 これは、厳原中学校長寿命化改良工事完了による減額でございます。7年度は維持補修工事として、特別支援学校開校に伴う特別教室の移設工事となる厳原中学校大規模改造工事に6246万円と特別教室設置に伴う備品購入費に1950万円を計上しております。 次に4項幼稚園費、1目幼稚園費でございます。 前年度対比46万5000円の減額となっております。 主な増減の内容は、18節幼稚園施設型給付費負担金が減額となっております。 続きまして、24ページをお願いします。 最後に6項保健体育費、3目学校給食費になります。前年対比2974万円の増額となっております。 主な増額の内容は12節委託料になります。人件費の増額に伴う学校給食会委託料の増額でございます。2500万円の増額となっております。 14節工事請負費は、厳原調理場の排水処理施設の改修工事費となります。 17節の備品購入費は。美津島調理場と峰調理場の真空冷却機の購入による増額となります。 以上で教育総務課及び学校教育課に関する予算の概要説明を終わります。
財部課長	教育長、生涯学習課長。
中島教育長	生涯学習課長。
財部課長	続きまして、生涯学習課関係の令和7年度当初予算について説明させていただきます。 別紙報告第4号資料の3ページをご覧いただければと思います。 このフロー図で、今年度見直しをした部分についてのみ説明させていただきます。生涯学習課と各地区生涯学習センター及び対馬図書館の方がございます。その所管部署におきまして、地域の特性を生かした生涯学習の推進を図っていくことを目標にして取り組んでいきたいと考えております。 追加の部分につきましては、心を潤す芸術文化活動の推進の中に、令和7年9月中旬から11月末において長崎県内で開催されます国民文化祭ながさきピース文化祭2025を入れております。 また、生涯スポーツの普及・振興におきまして、島のスポーツ活性化

	実行委員会での事業開催を盛り込んでおります。 この部分についての説明は以上になります。 それでは予算の概要について、続けて説明させていただきます。 資料 17 ページをお願いいたします。 17 ページから 19 ページにかけてになりますけれども、まず 5 項社会教育費について説明いたします。 1 目社会教育総務費でございますが、主に職員の人件費、社会教育委員の報酬など、それから成人教育、青少年教育、人権同和教育、芸術文化事業等に係る経費、社会教育関係団体への補助金など、また県立対馬青年の家の運営負担金等に係る予算が主なものでございます。 増額の主なものにつきましては、1 節報酬は月額会計年度と日額会計年度任用職員の人件費の増によるものでございます。 18 ページになりまして、7 節報酬は講師謝礼の単価の増によるものでございます。 減額の主なものにつきましては、18 節負担金補助及び交付金は社会教育振興費補助金で、こども夢づくり補助金の方を令和 6 年度実績により見直したことによります減額。PTA 運営費補助金につきましては、昨年 PTA 研修会九州大会の方が長崎で開催され旅費を追加で計上しておりましたけれども、今年度は一昨年と同様の金額に戻したことによる減額となっております。 次に 19 ページをお願いいたします。 2 目公民館費でございますが、主に各町に公民館があり指定管理のありあけ会館を含む 7 つの公民館がございます。この公民館の維持管理及び運営に関する経費となります。 公民館費の増額の主なものは、1 節報酬から 4 節共済費につきましては職員及び月額会計年度任用職員の人件費の増になります。 10 節需用費は、電気料金との値上がり等に伴う光熱水費の増額と各地区公民館の修繕料の増額。 12 節委託料につきましては、こちらの人件費等の高騰によります委託料の増額によるものでございます。 20 ページになりますけれども、14 節工事請負費につきましては、対馬市交流センターのホールの空調設備改修工事に係る分を計上し増額となっております。 7 ページの方の資料にも主要な事業として掲載をさせていただいておりますのでのちほどご覧いただければと思います。 さらに、17 節備品購入費につきましては、令和 7 年度に対馬市交流セ

	ンターで開催されますお茶の全国大会に係る備品購入及び美津島文化会館調理室のガスコンロ等の購入による増額でございます。 減額な主なものにつきましては、8 節旅費につきましては、国民文化祭が長崎県で開催されることから県公民館大会は中止という形になりましたので公民館運営審議委員の旅費の減となっております。 8 節負担金補助及び交付金の減につきましては、対馬市交流センターの管理組合負担金を昨年実績により見直したことによる減となっております。 23 ページをお願いいたします。 6 項保健体育費についてご説明をいたします。 まず、1 目保健体育総務費でございますが、市民の健康増進や生きがいづくりを目的とした生涯スポーツ、競技スポーツの普及振興など社会体育事業に要する経費のほか、対馬市スポーツ協会補助金、プロスポーツクラブ等連携事業費、島のスポーツコーディネーター事業費に充てる予算が主なものでございます。 増減の主なものにつきましては、8 節旅費になりますけれどもプロバスケットチーム長崎ヴェルカさん主催で離島の中学生を対象に大会を実施していただいておりますけれどもその分の旅費の増が主なものになります。 10 節需用費は、今年度にスポーツ推進員のウインドブレーカーを購入しておりましたけど、来年度の購入はございませんので事業費の減となっています。 13 節使用料及び賃借料につきましては、島のスポーツ活動コーディネーターの募集に係る費用の減によるものでございます。 18 節負担金補助及び交付金につきましては、プロスポーツクラブと連携した地域スポーツ活性化実行委員会補助金の増額によるものでございます。 次に 23 ページの下から 24 ページにかけてになりますけれども、2 目体育施設費でございます。 対馬市内の体育館やプール、総合運動公園などの社会体育施設の維持管理に要する経費が主なものでございます。 増額の主なもので、1 節報酬から 4 節共済費につきましては、職員及び月額、日額会計年度任用職員の報酬改定による増でございます。 12 節委託料につきましては、施設の清掃及び管理業務委託料になりますけども、こちらも人件費の高騰によるものでございます。 13 節使用料及び賃借料につきましては、各施設の AED リースの更新及

	び除草作業機械の借上料等の増によるものでございます。 減額の主なものにつきましては、10 節需用費で峰の総合運動公園陸上競技場のテント購入を昨年度いたしておりました。そして総合運動公園の野球場の土の購入について令和 6 年に実施しておりましたけれども、7 年度は購入の予定がございませんのでその分が減額となっております。 光熱水費につきましては、佐須ふれあい体育館が民間の利用に伴う施設の廃止となりましたのでその分が減となっております。 14 節工事請負費につきましては、対馬市公会堂及び峰地区公民館の非常用発電設備改修を令和 6 年度に予算計上して実施しております。工事自体は繰越事業になりますけれども、7 年度分はその分予算が減額となっております。 生涯学習課の当初予算の説明は以上です。
田中課長	教育長、文化財課長。
中島教育長	文化財課長。
田中課長	それでは最後に文化財課の取組と予算について説明いたします。 資料の 4 ページをお開きください。 まずはこちらの資料で説明をさせていただきます。本課の事業は記載の通り大きく 4 つの柱に分かれております。 1 つ目は文化財の保存整備になります。 項目を 3 項目並べておりますが、令和 7 年度は継続事業としまして、 昨年度まで対馬藩関連資産群保存整備事業という記載をしておりましたが、7 年度は金石城跡、旧金石城庭園保存整備事業としております。 そのほか県史跡お船江跡の意見具申作業と金石城跡や越高遺跡、そのほかの遺跡の維持管理作業が主なものになります。 2 つ目は文化財の調査、記録、保存になります。 記録と保存につきましては、宗家文書や高麗版一切経などの古文書の修復事業や文化財防犯設備の設置、普及、推進。埋蔵文化財調査、整備に加えまして市内遺跡発掘調査事業において遺跡の分布調査を実施します。 文化財施設管理運営につきましては、本課では上対馬、豊玉、峰の資料館、資料室に展示していました主要な遺物につきましては現在も博物館の方に移管しておりますが、その 3 施設にも展示をしてございます。 合わせまして、旧金石城庭園の入園者数は、令和 3 年度をピークに改善をしているところでございます。 こういった施設には各小・中学校から例年展示解説や出前事業等のリ

	クエストがあっていますので職員派遣をしているところです。 4 項目の文化財団体との連携につきましては、各種文化財関連団体への補助として、対馬の自然と文化を守る会、対馬盆踊り連合会の 2 団体となります。 令和 7 年度は隔年開催となっております対馬島郷土芸能発表大会は、ございません。 また 3 市町で持ち回りをしてます赤米サミットにつきましては来年度岡山県総社市で、赤米子供交流につきましては鹿児島県の南種子町で開催される運びとなっております。 それでは資料の 20 ページと 21 ページをお開きください。 文化財保護費の昨年度予算額総額と令和 7 年度の内示額を比較しますと 436 万 3000 円の増額となっております。 各節の主なもののうち、12 節委託料の施設管理等委託料は、旧金石城庭園の管理運営と剪定等の管理費用。史跡等保存管理委託料は対馬藩関連遺産群整備にかかる金石城跡の石垣修理、記録、保存のための費用が主なものとなっております。 18 節負担金補助金及び交付金は、長崎県歴史研究センターへの負担金が最も大きく、次いで文化財保存修理事業補助金。これは防犯補助になり、赤米伝統文化連絡協議会負担金が主な内容になっております。 簡単ではございますが、文化財課の令和 7 年度の予算について説明を終わります。
中島教育長	4 課から説明が終わりましたので、この件に関して質疑等ありませんか。
早田委員	はい。
中島教育長	早田委員さん。
早田委員	各課で任用されている月額、日額会計年度任用職員の報酬が増額されていますが、これは人数が増えているのですか。それとも賃金が少し上がったのですか。
扇課長	教育長、教育総務課長。
中島教育長	教育総務課長。
扇課長	月額会計年度任用職員については、報酬が上がったことによる増額と思います。日額会計年度任用職員については、人数が増えている部分もありますし、最低賃金が上がったことにより報酬額が上がったという状況です。
早田委員	人数が増えているということですが、人手不足のこのご時世のところで何とか確保できているのでしょうね。

扇課長	介助員についてはまだ不足しております。ですから、随時募集という形で年間通して募集して補充をしている状況です。
早田委員	介助員関係ではどのくらいの人員不足なんですか。
扇課長	2月末現在で、小学校56名の必要数に対しまして49名の配置となっており7名の不足となっています。中学校が26名の必要数に対して18名で8名の不足です。幼稚園は12名に対して11名で1名の不足となっています。
早田委員	わかりました。
中島教育長	ほかにありませんか。
会場	ありません。
中島教育長	では、質疑等ないようですから、報告第4号「令和7年度一般会計当初予算教育費について」の報告は終了します。 日程第10、その他の項に移ります。まず、各課の事業予定を報告させてただきます。教育総務課長から順に主な内容について報告をお願いします。
扇課長	教育長、教育総務課長。
中島教育長	教育総務課長。
扇課長	それでは、教育総務課の3月の事業予定を説明いたします。 25ページ、26ページになります。 まず、3月3日から5日まで第1回対馬市議会定例会の一般質問があります。教育委員会に関する質問は4件受けております。 6日は、総務文教常任委員会で3月補正要求予算を審議します。 14日は、市議会の最終日です。 27日は、教育委員会会議を予定しております。 教育総務課は以上です。
坂本課長	教育長、学校教育課長。
中島教育長	学校教育課長。
坂本課長	学校教育課関係です。 3日は、3月の定例校長会です。 4日に中体連の合同会が開催されます。 5日に定例教頭会。 14日に厳原幼稚園、比田勝こども園の卒園式と全ての卒業式が行われます。 17日は、鶏鳴幼稚園の卒園式、厳原北小学校と豆酘小学校の卒業式が行われます。その他の卒業式は、18日となっております。

	24 日は、修了式になります。 学校教育課は、以上です。
財部課長	教育長、生涯学習課長。
中島教育長	生涯学習課長。
財部課長	生涯学習課関係の 3 月の事業予定について説明させていただきます。 先程、教育総務課長から報告がありましたけれども、6 日は総務文教常任委員会があります。 15 日は、しまのスポーツ活性化実行委員会によりますウォーキング教室を交流センター周辺において実施する予定としております。 そのほかとして、まだ日程が決定しておりませんが 3 月中に第 2 回対馬市社会教育委員・公民館運営審議会委員合同会議を開催する予定としております。 生涯学習課は、以上になります。
田中課長	教育長、文化財課長。
中島教育長	文化財課長。
田中課長	文化財課の事業予定ですが、まず 2 日の日曜日ですが、主催事業ではありませんが芳洲会からご案内をいただいておりますので教育長が出席する予定です。 4 日火曜日は、交流センターで午後 7 時から文化財の講演会を実施いたします。 対馬市 LINE 等では既に周知をしているところでございます。 6 日は、同じく総務文教常任委員会です。 文化財課の予定は、以上になります。
中島教育長	それでは、事業予定の報告が終わりましたが、この件に関して質疑等はありませんか。
会場	ありません。
中島教育長	事務局から何かその他の事項でありませんか。
会場	ありません。
中島教育長	委員の皆様から何かその他の事項でありませんか。
会場	ありません。
中島教育長	それでは本日の会議はこれで終了いたしますが、次回の会議日程の件で事務局からお願いします。
事務局	次回は 3 月 27 日木曜日、午後 2 時から、対馬市役所峰庁舎 2 階第 4 会議室を予定しております。
中島教育長	はい、次回の会議日程について提案がありましたけれども、皆様のご

	都合はよろしいでしょうか。
会場	はい。
中島教育長	それでは次回の会議を 3 月 27 日木曜日に開催いたします。開始時刻は午後 2 時、対馬市役所峰庁舎 2 階第 4 会議室の予定ですが、後日、事務局から改めて通知をいたします。 これで本日の日程はすべて終了しましたので会議を閉じます。以上で令和 7 年第 2 回対馬市教育委員会会議を閉会します。 お疲れさまでした。
会場	お疲れさまでした。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和　　年　　月　　日

委　　員　　（自署）

委　　員　　（自署）